

愛知県立岡崎特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。また、全ての児童生徒が被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、本校では、教職員が日頃から児童生徒のささいな兆候を見逃さないように努め、一部の児童生徒及び教職員だけの問題と捉えずに学校全体で組織的に指導に当たる。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たったか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2 いじめ防止対策組織について ～いじめを起こさないために～

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、全部主事、教務主任（1）、指導部主任（主務）、進路支援部主任、保健主事、養護教諭、あおい学級主任、該当学年主任・担任（関係者）、部活動顧問、スクールカウンセラー
※関係者は、事案の性質上、委員に加わることが適切と判断された場合、そのつど委員として参加する。必要に応じて外部の専門家に依頼することもある。

【役割】

校長・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 事案対応についての指導助言及び最終決裁

教頭・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教職員の全体調整及び外部関係機関への連絡調整

部主事、教務・・・・・・・・・・・・・・・・ 被害・加害児童生徒及び関係保護者への対応

指導部主任・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会の開催及びメンバーの招集、関係職員の連絡調整

進路支援部主任・・・・・・・・・・・・ いじめ事例の情報収集及び提供

保健主事、養護教諭・・・・・・・・・・ 被害・加害児童生徒のメンタルケア、学級関係者との連携

あおい学級主任、学年主任、担任、部活動顧問・・・・・・・・ いじめ事実関係の把握、状況整理・報告、部主事との連携

スクールカウンセラー・・・・・・・・ 教育相談を円滑に進めるための仲立ち的な役割

イ 指導・支援チーム

委員会が中心となり、事案に応じて適切な教職員で構成する指導・支援チームを立ち上げ、実際の対応を行っていく。いじめの防止、早期発見、早期対応にあたっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどではインターネットに詳しい教員を加えたりするなど、柔軟にチームを組んで対応する。部活動顧問は、部活動における生徒同士の人間関係が円滑に進められるように、配慮、心掛けをして、指導にあたる。

(2) 具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	① 職員会議等を通して、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。 ② 教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。 ③ 公開授業等を行うなどして、授業改善を進めるとともに、児童生徒の日々の様子を積極的に観察していく。 ④ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。	○交流及び共同学習をはじめとする体験活動の充実【各部行事等】 ○学級活動、部集会の時間に道徳教育指導の実施【学級、教務部、指導部】 ○分かる授業を目指した「授業改善」→公開授業（児童生徒の小さな変化のキャッチ）の実施【教務部、研修部、指導部】 ○生徒相談の随時実施【指導部、進路支援部、養護教諭】 ○健康調査の実施【保健部】 ○人権週間での取組→人権放送、掲示物づくり【指導部・学級】	○年3回の公開授業（授業参観）の実施 ○支援懇談会の実施 ○学校評議員への学校行事、授業の公開 ○生徒会活動等の実施（人権放送、募金活動等） ○関係機関等との連携
早期発見	① 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。 ② いじめの疑いまたはいじめの認知がある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」のメンバーに報告し、必要に応じて組織的に対応する。 ③ 教育相談の充実を図る。	○相談活動の周知【指導部】 ○「生活に関するアンケート」の実施【指導部】 ○個人面談の実施（不定期）【各部、指導部】	○支援懇談会や日々の連絡帳による児童生徒の状況把握（保護者との連携）
点検・検証・見直し	各年度の取組については下の【PDCA サイクル図】により検証する。 【PDCA サイクル図】	○児童生徒の人権を守ることを、学校評価の評価項目とし、「中間報告」及び「最終報告」を行う。	○家庭・学校での様子について話し合い、事態の状況について報告する。 ○学校評議委員会で最終評価を伝える。

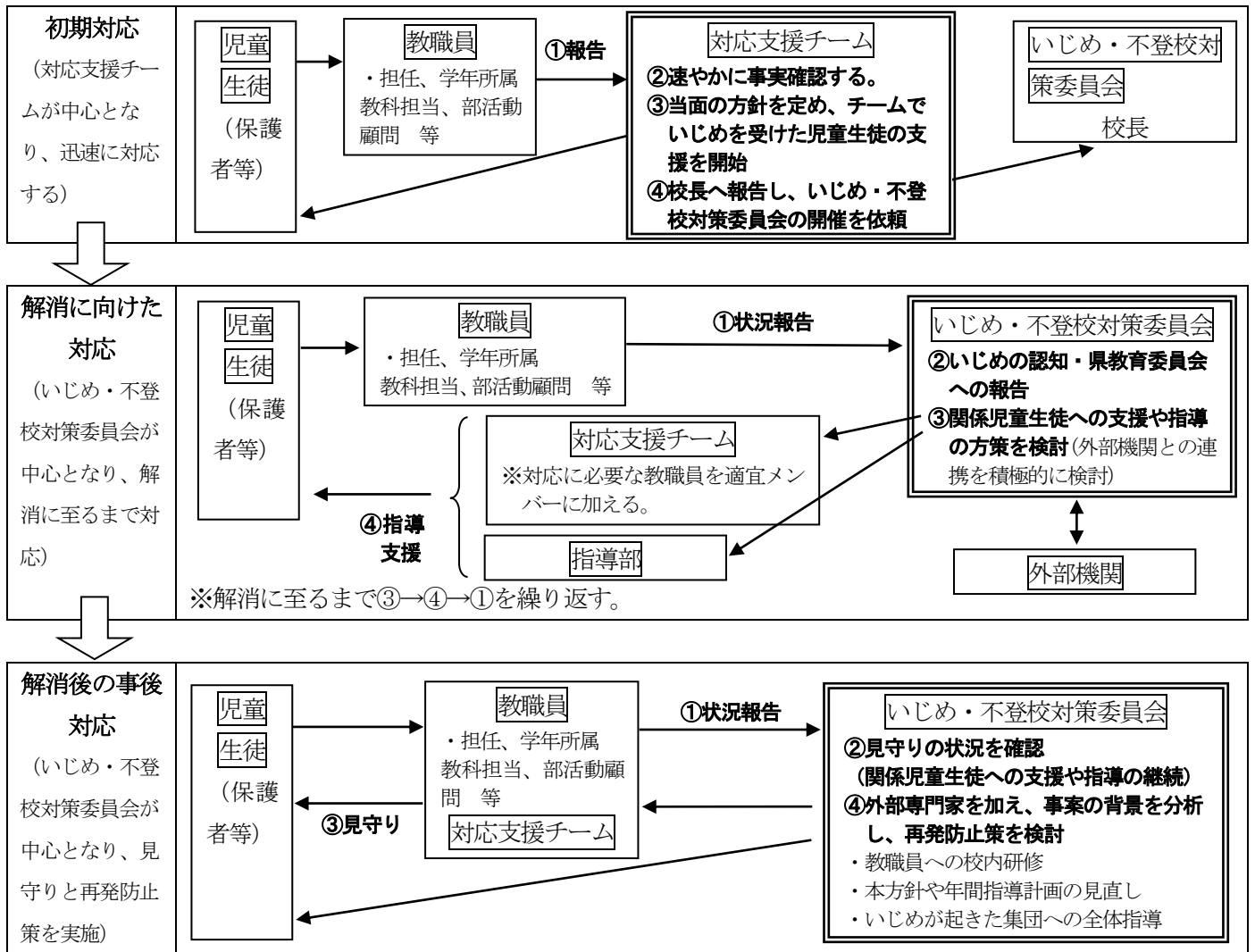
The diagram illustrates the PDCA cycle for school evaluation and improvement. It consists of four orange-bordered boxes connected by blue arrows in a clockwise cycle:

- P 「学校評価（重点目標）にいじめ防止に関する取組の位置付け」**
・いじめ防止等の取組に向けた計画を作成する。
- D 「計画に基づく実践」**
・学校としての未然防止、早期発見及びいじめに対する措置を実践する。
- C 「計画の検証・見直し」**
・児童生徒、教職員アンケートの実施により、計画の検証を行う。
- A 「計画の修正・改善」**
・アンケート結果の検証により計画を修正し、必要に応じて新しい計画を作成する。

A large blue arrow on the left side of the diagram points upwards, indicating a feedback loop from the final step back to the first step.

3 いじめへの対処（事案発生時の対応） ～いじめが起きたら～

(1) 発見・通報を受けた際の対応



(2) いじめられた児童生徒・保護者への対応

- ア 児童生徒・保護者に寄り添った対応を心掛け、希望する支援などを聞き取る。
- イ 児童生徒の個人情報には十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに児童生徒・保護者に伝える。
- エ 児童生徒の信頼する友人や教職員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた児童生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(3) いじめた児童生徒・保護者への対応

- ア いじめられた児童生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた児童生徒・保護者の意向を確認しながら児童生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手児童生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ・不登校対策委員会で検討する。

- エ 指導に当たっては、いじめた児童生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- カ いじめられた児童生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめられた児童生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の児童生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る児童生徒の保護者に十分な説明を行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の児童生徒の個人情報などに十分に配慮する。
- ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
- エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
- オ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(5) 教職員への共通理解と意識系啓発

- ア 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- イ 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ウ 職員会議または現職研修で、「人権」に関わる講話を実施し、いじめ・不登校についての内容を扱っていく。
- エ 人権に関わる研修に関連付け、いじめに対する共通理解を図り、適切に対応できる力を養う。教職員の言動、指導の在り方についても改めて意識していく。
- オ 分かりやすい授業づくりを求めて、教職員間で公開授業を行い、授業改善を図るとともに、全職員で児童生徒の小さな変化に目を配るようにする。
- カ 学級指導の充実を図るため、ホームルーム活動等で、日頃からいじめを起こさない指導をする。
- キ 各授業の充実を図るため、学級活動・道徳教育、人権教育、交流及び共同学習の充実、体験活動・就業体験の推進に取り組む。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事故が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

令和5年5月策定

【参考資料】

- 文部科学省通知「いじめ防止対策推進法の公布について（通知）」
- 文部科学省通知「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」
- 文部科学省通知「生徒指導提要（改訂版）」
- 文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
- 国立教育政策研究所「生徒指導リーフ増刊号」
～いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針策定Q&A～
- 愛知県教育委員会「学校いじめ防止基本方針（「学校基本方針」）」の策定に向けて